

予算特別委員会会議録（第2号）

---

○会 議 月 日 令和4年3月9日（水曜日）

---

○会 議 場 所 蓬田村議会議事堂

---

○出 席 委 員（8名）

委 員 長	久 慈 省 悟 君		
副 委 員 長	川 崎 憲 二 君		
委 員	小 鹿 重 一 君	柿 崎 裕 二 君	
	森 弘 美 君	吉 田 勉 君	
	坂 本 豊 君	木 村 修 君	

---

○欠 席 委 員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	工 藤 洋 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	八木澤 琴 美 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	川 崎 幸 治 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 田 一 憲 君
教 育 課 長	木 村 伸 一 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

---

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長                      中 川        悟        君  
議 会 事 務 局 次 長                    坂 本    ゆかり    君

---

○会議に付した事件

1. 令和4年度蓬田村各特別会計歳入歳出予算案（説明）
  2. 議案第 9号 令和4年度蓬田村一般会計予算案
  3. 議案第10号 令和4年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
  4. 議案第11号 令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
  5. 議案第12号 令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
  6. 議案第13号 令和4年度蓬田村介護保険特別会計予算案
  7. 議案第14号 令和4年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
- 

○議事の経過概要

午前9時31分 開会

○久慈委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

● 令和4年度蓬田村各特別会計歳入歳出予算案（説明）

○久慈委員長 議案第10号令和4年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。教育課長。

○木村教育課長 議案第10号、令和4年度蓬田村学校給食センター特別会計予算。

令和4年度蓬田村の学校給食センター特別会計予算は、次に定めるところによる。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,172万2,000円と定める。

6ページをお開き願います。

歳出になります。

昨年に比べ増額してございますが、主に増額した項目は、中段の1款1項1目10節需用費の修繕料116万9,000円を計上してございます。これにつきましては、小破修繕料60万円のほかに、包丁研磨やスチームコンベクションのカルキ除去、これが13万ほど例年どおり。新規として、空調機の補修、部品交換として43万7,000円を計上してございま

す。内容は、プラグ、ファンベルト、フィルター、エンジンオイルなどの交換になって  
ございます。

次のページをお開き願います。

上から2つ目、1款1項1目17節備品購入費367万8,000円。

これは、内訳として、スチームコンベクションオープン購入費として207万9,000円。  
このオープンというのは、1台で蒸し料理や焼き料理などの調理が大量にできるもので  
ございまして、給食センターなど大量調理の必要な調理場で使用されてございます。こ  
の調理器具は交換目安が大体10年となっておりまして、使用期限も10年以上経過してい  
る、また、部品の製造中止も予想されることから更新を行うものでございます。

続いて、食缶・食器等購入費159万9,000円。これについては、使用してから10年以上  
経過しているため、トレーのふちが欠けて異物混入のおそれがあるほか、食器は変色し  
たものが多々ある。また、スプーンは曲がったものやねじれているものが多々あるとい  
うこと。それから、スプーン籠や箸籠の取っ手がもう既に壊れているなど。あと食缶自  
体がゆがんでいまして、蓋と合わなくなって蓋が開かないという苦情が来たりしており  
ます。こういう老朽化が発生していますので、入替え等を行うものでございます。

その他については、昨年並みで計上してございます。

説明は以上です。

○久慈委員長 次に、議案第11号令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案を議題と  
します。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○佐藤住民課長 議案第11号、令和4年度蓬田村の国民健康保険特別会計の予算は、次に  
定めるところによる。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億8,565万9,000円と定めるも  
のでございます。

7ページをお開きください。

歳入になります。

1款1項国民健康保険税1億1,001万2,000円を計上しております。医療費給付費現年  
課税分、後期高齢者支援分現年課税分、介護納付金現年課税分として試算して、結果、  
1,931万4,000円の増としております。現年分は94.6%、滞納分は20%の徴収率を見込ん  
でいます。

続きまして、9ページをお開き願います。

中段になります。6款1項他会計繰入金5,815万2,000円を計上しております。介護保険や後期高齢者医療にも繰入れしてありまして、保険税の軽減分では、低所得者に対して2割、5割、7割の軽減をしています。保険基盤安定繰入れでは、被保険者数の微増などが考えられております。出産育児一時金繰入金は、4名から3名と1名減額しております。財政安定化支援事業は、100万円を減額して200万円としております。

続きまして、その下の6款2項基金繰入金1,000円を計上しております。現在の基金残高は約2,600万程度となっております。

続きまして、14ページ、15ページをお願いします。

2款1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費は2億6,400万円から5目審査支払手数料183万3,000円まで、合わせて2億6,643万5,000円を計上しております。けがや病気などの治療に要した費用で、概算予算2,200万円掛ける12か月分を見ております。

続きまして、15ページ、16ページの2款2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費は4,080万円から、次のページ、4目退職被保険者等高額介護合算療養費1,000円まで、合わせて4,085万2,000円を計上しております。これは、手術などで高額医療にかかった分の限度額を超えた分を補う費用としております。これも概算予算で340万円掛ける12か月分を見ております。

19ページ、20ページをお開き願います。

5款1項保健事業1目保健衛生普及費251万7,000円と2目医療費適正化対策費34万9,000円、合わせて286万6,000円を計上しております。保健事業関係で糖尿病予防教室の謝金、食糧費となっております。また、保健師による重症化予防として、重複受診や多剤投与等の人の訪問活動を医療適正化として図っていきたいと思っております。

それから、20ページの中段、お願いします。

5款2項特定健康診査等事業費として403万円を計上しております。これも、保健事業でメタボリックシンドロームの委託料の中で、国保連関係ですけれども、データ管理、それから集団健診、それから個人健診の分となっております。集団健診は300名、個人健診は100名を予定しております。

それから、その下の6款1項基金積立金1,042万3,000円を計上しております。これは、予算時に前年度の国保事業納付金保険料算定の数字から算定した予算を策定していましたが、今年度はコロナ禍における受診の影響、診療報酬のマイナス、県の財政安定化基

金、財政調整事業の積立て等、特殊な事情があり、通常より1,200万ほど低い算定結果が県より示されたので、基金に積み立てる方向を取りました。

また、次のページ、21ページの8款予備費でも、コロナの影響により社保から国保に加入せざるを得ない状況の人や国保加入時に出産育児一時金の対応をスムーズにするために200万円を計上しています。

説明は以上となります。

○久慈委員長 次に、議案第12号令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○稲葉建設課長 議案第12号、令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案。

令和4年度蓬田村の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,272万円とするところによる。

5ページをお開きください。

歳入になります。

上段、1款1項1目1節水道料金使用料4,950万9,000円は、実績を基に推計し計上しております。

中段、2款1項1目1節一般会計繰入金6,279万8,000円は、昨年度より256万5,000円を増額計上しております。主に、令和3年度から行っております簡易水道事業公営企業会計法適用化支援業務委託料の増額となっております。

6ページをお開きください。

歳出になります。

1款1項1目8節旅費、水道技術者資格取得講習会旅費22万9,000円は、現在職員の中で水道技術者が1人しかいないので、もう一人資格者を増やすための旅費を計上しております。

その下、10節需用費、光熱水費144万円は、浄水場の電気料を計上しております。

その下、修繕料141万4,000円は、施設の修理、開栓の切替え等の修理費を計上しております。

7ページをお開きください。

中段、12節委託料、水質検査業務委託料146万5,000円は、浄水の水質検査及び原水の

水質検査の業務委託料になります。

その下、浄水場非常用発電機点検整備業務委託料128万7,000円は、停電時に作動する発電機の点検業務になります。

その下、蓬田村簡易水道事業公営企業会計法適用化支援業務委託料1,012万7,000円は、簡易水道事業法適用化のための給排水管路台帳システムの構築と会計システムを構築するための業務委託料になります。

その下、13節使用料及び賃借料、水道パソコンリース料245万円は、昨年度と同額を計上しております。

その下、14節工事請負費、水道維持管理工事費200万円は、新規に水道メーターを設置した場合の自動検針装置等の取付けや施設の維持管理費になります。

その下、水道メーター定期更新工事費182万2,000円は、蓬田、宮本、郷沢地区のメーターを取り付ける工事費になります。

その下、NCU及び表示器定期更新工事費259万5,000円は、蓬田、宮本、郷沢地区の自動検針装置及び表示器を取り付ける工事費になります。

8ページをお開きください。

上段、17節備品購入費、メーター購入費810万2,000円は、蓬田、宮本、郷沢地区の更新するメーター、自動検針装置、表示器等を購入するものであります。

説明は以上になります。

○久慈委員長 次に、議案第13号令和4年度蓬田村介護保険特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○佐藤住民課長 議案第13号、令和4年度蓬田村の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億6,661万3,000円と定めるものでございます。

7ページをお開きください。

歳入になります。

1款1項介護保険料7,634万5,000円を計上しております。1号被保険者については第8期介護保険事業計画より計画値1,063名を対象に、1段階から3段階までの低所得者に対して令和2年度に引き続き軽減措置を取っています。対象者は433名、約637万

7,000円ほど軽減しております。特別徴収分は92.2%、普通徴収分は7.8%の割合で予算計上しております。

続きまして、3款1項国庫負担金7,309万3,000円を計上しております。

8ページ、4款1項支払基金交付金1億1,322万3,000円を計上しております。

それから、5款1項県負担金5,969万1,000円を計上しております。

続きまして、9ページの5款3項県補助金456万円を計上しております。

3款から5款までは、主に、居宅、グループホーム、老人施設の給付費、包括支援センター運営費や生活支援事業、介護予防等に充当しております。

続きまして、14ページから16ページにかけてお願いします。

2款1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費9,819万8,000円から、16ページ、10目特例居宅介護サービス計画給付費1,000円まで、合わせて3億6,754万円を計上しております。内容は、自宅でのサービスやグループホームでのサービス、たんぽぽ、蓬生園などの老人施設でのサービスとなっております。

続きまして、21ページ。

歳出です。

3款1項介護予防・生活支援サービス事業費は、1目介護予防・生活支援サービス事業費584万1,000円と2目介護予防ケアマネジメント事業66万4,000円を合わせて650万5,000円を計上しております。要支援者及び基本チェックリスト該当者が利用するホームヘルパーやデイサービスの利用分として支出しています。

続きまして、21ページ下段、22ページをお願いします。

3款2項一般介護予防事業は428万8,000円を計上しております。ふるさと総合センターや各地区公民館を利用して自主的に通いの場をつくり予防するため、中沢地区のほか、今年度から広瀬地区、瀬辺地地区も事業展開をする予定となっております。

また、地域介護予防活動支援事業費補助金101万1,000円は、各自治会公民館等を利用して介護予防の際の燃料費等として支出しております。

続きまして、22ページから24ページをお開き願います。

3款3項包括支援事業・任意事業費1目介護予防ケアマネジメント事業861万3,000円から、24ページ、6目地域ケア会議推進事業費6万円まで、合わせて1,666万4,000円を計上しております。65歳以上の高齢者の総合相談、ケアマネジメント、権利擁護に取り組むため、包括支援センター運営事業費の委託費となっております。

また、生活支援整備事業では、村社会福祉協議会に委託し、人件費、農福連携事業、それから買物弱者支援や有償サービスの取組に係る費用を充てております。

説明は以上となります。

- 久慈委員長 次に、議案第14号令和4年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

- 佐藤住民課長 議案第14号、令和4年度蓬田村の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,900万4,000円と定めるものでございます。

5ページをお開き願います。

歳入になります。

1款1項後期高齢者医療保険料2,166万3,000円を計上しております。これは、広域連合より試算した資料に基づいて、特別徴収7割、普通徴収3割の割合となっております。

それから、3款1項一般会計繰入金6,713万5,000円を計上しております。2年度の実績ベースにおいて、広域連合共通経費繰入金247万3,000円、療養給付費定率負担金繰入金4,316万9,000円、一般会計事務費繰入金381万3,000円、保険基盤安定繰入金1,253万4,000円、職員給料等繰入金514万6,000円となっております。基盤安定では、県が4分の3、村が4分の1の補助となっております。

続きまして、8ページ、中段をお開き願います。

歳出です。

2款1項1目18節後期高齢者医療広域連合納付金7,984万1,000円を計上しております。これも歳入にありましてとおり、令和2年度ベースで広域連合より試算されたものです。内容は、事務費納付金247万3,000円、保険料等納付金3,419万9,000円、療養給付費納付金4,316万9,000円となります。

説明は以上となります。

- 久慈委員長 以上で、議案第10号令和4年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案から議案第14号令和4年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案までの5案の説明は終わりました。

それでは、議案第9号令和4年度蓬田村一般会計予算案を議題とします。

これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

まず、27ページまでの歳入全般について質疑を行います。7番坂本委員。

○坂本委員 16ページですけれども、土木使用料の住宅使用料のことでお聞きいたします。

よもっと団地の使用料は幾らになっておるでしょうか。

○久慈委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 休憩をお願いします。

○久慈委員長 暫時休憩をいたします。

午前10時12分 休憩

---

午前10時14分 再開

○久慈委員長 休憩を取り消します。

建設課長。

○稲葉建設課長 それぞれの所得によって違いますが、家賃は大体1万4,900円から3万600円の間となっております。

○久慈委員長 よろしいですか。（「いや、よもっと団地の使用料」の声あり）

暫時休憩します。

午前10時15分 休憩

---

午前10時16分 再開

○久慈委員長 会議を再開します。

建設課長。

○稲葉建設課長 使用料についての見込額が、宮本団地が381万3,000円、よもっと団地が984万4,000円を見込んでおります。

○久慈委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 ありがとうございます。よもっと団地の入所の申込みというのは、現在何件ぐらいあるのか。また、入居見込みはどのようになっているのか、お答え願います。

（「ちょっと休憩をお願いします」の声あり）

○久慈委員長 暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

---

午前10時17分 再開

○久慈委員長 休憩を取り消します。

建設課長。

○稲葉建設課長 よもっと団地は今48戸が入っております、2戸空いている状態であり  
ます。もう2件今入る予定で申込みは来ております。

○久慈委員長 よろしいですか。7番坂本委員。

○坂本委員 以前に申込みをしたんですけども、入居者の待機が多過ぎて今申込みをさ  
れても入居できない、今申込みをされても無理であるという話があったわけですが、で  
すから、よもっと団地に対して今入居希望者がどのくらいいるのかという質問でありま  
した。空いている分に2件しかないということであれば、待機者はあといないというこ  
とになるわけでしょうが、この点1件ひとつまた質問をお願いします。

それから、村長にちょっとお伺いしたいんですが、今現在入居希望者があるので、新  
規の村営住宅の建設というのも必要ではないかというふうに考えているわけですが、村  
長の考えというのはどのようになっているのか、ご答弁をお願いします。

○久慈委員長 先に、建設課長。

○稲葉建設課長 入居者がもう2件というか、もう50戸決まっております。その後の問合  
せというのはありますが、いつ退去者が出るか分からないので、きちんとした捉え方と  
いうか、何件というのは捉えておりません。

○久慈委員長 村長。

○久慈村長 この住宅の入居の問題につきましては、現在その所得制限云々の問題で入れ  
ない方もたくさんあります。所得制限というのは、一定の3人世帯で250万以上の世帯  
の収入があれば入れないという限定になっていますので、やっぱりそういう若い世代の  
場合はここにいられないので出ていってしまうということから、私も前回の公約から、  
やっぱり村営のそういう制限を受けない住宅を建てないといけないということを申し上  
げていますが、なかなかその財源あるいは制度がないものですから、その辺については  
検討していて延ばしているという状態になっています。

ただ、今2件空いているという、ほかの住宅がないという問題につきましては、やっ  
ぱりそういうほかの住宅との連携を取りながらやらないと、これからは人口減少社会を  
迎えていくわけですので、その辺を考えると、非常に苦しい選択があるということは、  
自分の住宅にお金をかけられない方が住宅に入るというパターンも非常に多くなってい

ますし、高齢者世帯の問題が非常に多くなってくるということを考えれば、じゃあその公営住宅、今の低所得者に対する住宅を増やしていけばいいのかということ、これもちょっと選択として難しい。ただ、やっぱりそうなった場合は、調査をもう一回しないといけないんだろうという思いでいます。公営住宅に関して、公営住宅というものは公営住宅法に基づく住宅については、もう少し様子を見ないといけないだろうというのが私の考えです。

以上です。

○久慈委員長 ほかに質疑ありませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 19ページの中段の土木費国庫補助金というところがありますが、社会資本整備総合交付金という説明の中で、昨日、よもっと団地という説明があったと思うんですが、私の聞き違いなのかどうか、もう一回答弁をお願いします。

○久慈委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 よもっと団地の家賃の補助を、入居者家賃の補助をいただいております。補助金として国から頂いています。

○久慈委員長 よろしいですか。7番坂本委員。

○坂本委員 次に、27ページをお願いします。

27ページの中に、屯所建て替えのところでお聞きしますけれども、予算の中では6分団の部分があるわけですが、各分団の建て替え計画というのはどのようになっているのか、もし分かれば説明をお願いします。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 各分団の建物を調査いたしました。調査をして傷み具合が進んでいるものから随時改修するという事で計画してございまして、4年度に関しては、第6分団の建物の改修工事をするということになります。あと築年数と、それから、あと建物自体の傷み具合等を考慮しながら、随時各分団の順番をつけて全分団の建物は改修するという事で今考えてございます。

○久慈委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 ないようですので、次に歳出に入ります。議会費、総務費で28ページから51ページまでの質疑を行います。4番柿崎委員。

○柿崎委員 32ページをお願いします。32ページの下のほうになります。

蓬田村空家解体費補助金についてお伺いします。こちらの前日の説明ですと、去年は4件ほどの補助申請があったと。今年は8件分のものを見込んでおりますという説明でございました。

去年のその補助金申請された業者の方から、補助金申請の書類等が結構面倒だったということで、業者そのものも1回ぐらいで済むような手続であれば補助金制度を家主さんから依頼された場合申し込みやすいのですが、その書類等がなかなか面倒だということで、業者さんが受けたくないなというような感じが出ているそうなんです。この制度、書類の内容をもう少し簡素に補助ができるような方向にできないかということをお伺いします。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 補助金といっても、あくまでも公的行政機関からの補助を受けるわけでありまして、金額が30万と少額でありますけれども、それなりにやはり書類は必要だと考えてございます。これでも最低限必要な分だけの書類ということで考えてございまして、ただ、解体作業をすることにおいては、やはり適切な解体がされているかどうかを行政側でもチェックしないといけないということで、そういう部分の書類はどうしてもかさばるということで、業者さんのほうではちょっと手間がかかるとは思いますけれども、やはり今の法令なり、そういう規則なりに沿った形の補助申請書の書類ということなので、そこら辺はご理解いただきたいとします。

以上です。

○久慈委員長 4番柿崎委員。

○柿崎委員 今の答弁のとおり、補助をするものには大切な書類だということは十二分に分かります。ただ、空き家、その放置とか、そういうもの自体を幾らかでも軽減するために、その解体を進めていきたいというための補助でもありますので、今答弁されたことは十二分に分かりますけれども、その中でも少しでも申込みを軽減できるように努力していただきたいということです。よろしくお願ひします。答弁はいいです。

○久慈委員長 答弁は要らないということで。ほかございますか。1番小鹿委員。

○小鹿委員 35ページお願ひします。

ここの13節の使用料及び賃借料とありますけれども、使用料が331万4,000円。これの主なるものでいいんですけれども、どのような使用料ですかというのをお伺いします。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 これは役場で使っている総合システム、パソコンの関係の使用料で331万4,000円となっております。

以上です。

○久慈委員長 よろしいでしょうか。6番吉田 勉委員。

○吉田委員 同じページの一番下のインターネット・メール機器の賃借料が、昨年に比べて100万円増えていますけれども、どういうふうな使い道なんでしょうか。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 インターネット上でメールをさばくための機械がございまして、その入替え等がありますと、やはりどうしてもそのときそのときの単価が変わりまして、この金額になってございます。

以上です。

○久慈委員長 6番吉田委員。

○吉田委員 これは賃借料になっているので、リースという考えではないのでしょうか。リースの入替えは金額そう大きく変わらないと思いますけれども。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 役場では一応5年をめどにリースしておりますけれども、5年間たちますとやはり機械もそれなりに価格も変わってございます。それで、どうしても少なからず増えるということで、あとは、メール自体のサーバーを取り替えるとなると、またそれなりの金額がかかるということでご理解いただきたいと思います。

○久慈委員長 ほかございますか。2番川崎委員。

○川崎委員 40ページの2款1項総務管理費の負担金補助及び交付金の中で、ぽつの一番下の蓬田村移住の支援金とありますけれども、これ県のサイトに登録して、宣伝なり、いろいろそれやっていますけれども、去年はそういう問合せがあったのか。

また、村のホームページにも載せて宣伝とかしないのかお伺いしたいです。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 移住支援事業でありますけれども、これは県が主な窓口になってございます。それで、どうしてもUターンする要件が厳しいので、結局、東京23区からの移住者とか東京圏からの移住者ということで、移住元が限定されてございます。そのため、照会はありますけれども、やはりそういう部分で条件に合致しないということで、実際、去年の実績はゼロ件でしたので、本来は予算化するべきものなのかどうなのかはちよっ

と悩むところですがけれども、やはりこういうものを、今、移住定住、東青の圏域でもちょっと今始まっているところもありますので、出てきた場合はこれで対応、できる場合は対応するという事で予算化してございます。

以上です。

○久慈委員長 ほかございますか。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 ないようですので、次に、民生費、衛生費、労働費で51ページから67ページまでの質疑を行います。ございませんか。1番小鹿委員。

○小鹿委員 67まででしたっけ。

○久慈委員長 そうです。

○小鹿委員 54ページお願いします。

ここの18節の負担金補助及び交付金のぼつの2つ目、蓬田村社会福祉協議会補助金780万8,000円。これは今、社協のほうでは事業をやって、たしかその事業に附帯した給料分といいますか、それがついてきているというふうには聞いてはいますが、この780万8,000円の中には、要するに、国、県の支出金はあるのかどうかお伺いします。純粋に単費なんですか。裏返せばそういう質問です。(「ちょっと休憩お願いします」の声あり)

○久慈委員長 暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

---

午前10時34分 再開

○久慈委員長 休憩を取り消して、健康福祉課長。

○高田健康福祉課長 現在、社会福祉協議会への780万8,000円という予算計上の中に、国、県、ちょっと待ってください、確認します。

○久慈委員長 暫時休憩をいたします。

午前10時34分 休憩

---

午前10時37分 再開

○久慈委員長 休憩を取り消して、会議を再開いたします。

健康福祉課長。

○高田健康福祉課長 私の思い込みで返答するのはちょっと避けたくて、担当に確認させていただきました。現在、780万8,000円、社会福祉協議会の補助金については村単費の予算となっております。

以上です。

○久慈委員長 ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 ないようですので、次に、農林水産業費、商工費で68ページから80ページまでの質疑を行います。8番木村委員。

○木村委員 72ページ、22節の蓬田村家畜導入事業基金の負担金の返還金164万ほど出ていますが、この内容と、今現在蓬田村で肉牛を飼っている農家はいるのかどうかお伺いいたします。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 この返還金164万7,000円ですが、今現在基金が村費と県費2つ入っていて、県のほうから、今使っていないのでしたら返還してくださいと要望がありましたので、一時返還いたします。もし村で今後必要であれば、もう一度県のほうでは融通してくれるそうです。今現在この特別導入事業を行っている方はおりません。

今現在、肉牛農家はおりません。ゼロです。

○久慈委員長 8番木村委員。

○木村委員 草地の賃借料を毎年70万ほど今支出しています。私ちょっと記憶なくして、以前これ年間の賃借料、草地の借り賃40万円ほどであったなと思っていたんですけども、70万になったのは、もし分かればあれですけども、いつ頃から70万に変わったのか、なぜそういう具合に変わったのか、お聞きしたいと思います。

そして、草地の活用を、この先、将来的にどのように考えているのか、その見解をお伺いいたします。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 賃借料40万から70万に上がったのは、ちょっと私には今の段階では分かりません。調べれば分かるかと思います。国のほうに、賃借料がどうやって決まっているのか問い合わせたことがあるんですが、そのときの評価額などを加味して決めているそうです。

今後どのようにするかなんですが、今現在は村営牧場も運営しておりませんし、村で

買い取って観光地とかできるのかなという検討はしたんですが、買い取るための調査費用が莫大にかかりまして、断念しているのが今の段階です。今後有効活用できるのか、いろいろな面から検討していきたいと思っております。

以上です。

○久慈委員長 ほかございますか。1番小鹿委員。

○小鹿委員 68ページお願いします。

この一番上の農業委員の関係の報酬のことですけれども、ちょっと確認します。農業委員の報酬が234万とあって、その下に農地利用最適化推進委員報酬と134万4,000円、これは決められているものだと思うんですけれども、その下に活動委員報酬とかあるんですけれども、これはどのようなものですか、ちょっとお願いします。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 農地パトロール、農業委員等による農地パトロールを18名で2日分見ております。その他、人・農地プランで行う座談会、これを1日分見ております。

以上です。

○久慈委員長 よろしいですか。7番坂本委員。

○坂本委員 70ページお願いします。

ライスセンターあり方検討委員会についてお聞きします。村として、農協が事業主体になっているライスセンターの改修というか、建て替えというのを村としては望んでいるのか、これについてお聞きします。

○久慈委員長 村長。

○久慈村長 村として望んでいるのかという質問でございますので、私のほうからお話しさせていただきます。

昨年の6月に、既に一度言ったかと思うんですが、昨年の6月ぐらいに農協のほうから農協所有のライスセンターの老朽化の問題についてお話を持ってきて、我々も座談会方式というんですか、協議会とかそういう形ではなくてお話をさせていただきました。

結局は、蓬田村の農家の方々に直接影響するものですから、農協自体は自分たちの採算性を考えていますし、そういうことを考えれば、蓬田村が、農協がそれを取り壊すなり、停止すれば、農家の方が困ると。村の農家の方が困るという観点から、これは、もし農協がやらなければ我々がやらないといけないのかということなんですが、あり方検討委員会というのは、昨日申し上げましたけれども、水田活用の交付金が動く、米の需

給が動く、あるいは飼料米の需給が動いてきますと、その取得の在り方、あるいは農家の人たちがこれからどうするのかという考え方を意思統一していかないといけないということから、取りあえず、そういうみんなで話し合ひましょうということからこのあり方検討委員会をやったものでございまして、役場の立場を今ここで表明するというのは難しいと、こう思います。

以上です。

○久慈委員長 坂本委員、よろしいでしょうか。7番坂本委員。

○坂本委員 次質問しようとしていたことに対して村長が答弁してしまったように思うので、あえて質問しなくてもいいんですが、再質問としては、村所有のライスセンターのように、農協がやらないのであれば村主体で事業ができないかという質問なんですが、村長が今答えてしまったので、特別いいです。

○久慈委員長 ほかに質問ありますか。1番小鹿委員。

○小鹿委員 同じ項目の質問でございます。関連質問ですけれども、村長が今、拙速に答える時期ではないというようなニュアンスのお話でしたけれども、ぜひこのあり方検討委員会がいわゆる諮問機関になって、答申をいただいて、村が行政として事業が動き出すというようになってほしいなという要望をいたします。

○久慈委員長 ほか。4番柿崎委員。

○柿崎委員 71ページお願いします。

上段の17節になります。有害鳥獣対策のところは198万円ということで、これが説明によりますと、昨年でしたか、購入しましたモンスターウルフという撃退の機械を3台買うということの予算だと。実際、私も昨年見てきました。人間である私が見てもちょっと怖いというぐらいの迫力ある撃退の機械でございました。ある程度の効果も見込まれているという話でした。

ただ、昨年、私たまたま意見をいただいて、猿の撃退に関して、最近ではドローンを用いた撃退法がありますよというお話をいただいて、そのお話をいただいたのがたしか11月頃か、10月の後半か11月頃だったと思って、そのときに、その方に来てもらって実際実演してもらったわけです。そのときに、残念ながらもう時期的に猿がいなくて、猿を撃退するということはかなわなかったんですが、実際にその方がやられているのは、県南のほうの八戸地区とかでは、カラスの撃退にそのドローンを使ってやって、1週間ほどやったらもうその地区にはカラスが現れなくなったという効果があると。猿にも

同じような効果が得られるのではなかろうかという助言をいただきました。

その内容も、ドローンの専門家ではないので簡単に説明しますと、タブレットでもって操作するんですが、そのタブレット内で、例えば、親ボスの猿を確認できた場合、そこにマーカーを持っていきまして、それでロックオン、要するにそこを認識させると2キロまで自動追尾するというような形のものらしいです。それをやっていって、5日間とか、1週間とかの期間を定めて、いつも追尾させて撃退していくと、その猿の集団がいなくなるでしょうというようなことを知らされまして、ぜひ、このモンスターウルフの導入も結構なんですけど、そういった新しい技術も取り入れたものを検証してほしいなと。予算をちゃんと持って検証してほしいなということを考えておりますが、その辺はどうでしょうか。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 ドローンもやはり猿の追い払いにはすごく効果はあると思います。ただ、モンスターウルフみたいに置いておけばいいというわけじゃなくて、やはりドローンの操縦には人が必要ですので、常駐していて、出た、はいと行ける人でないといけないと思うんですが、その辺の費用をいろいろ鑑みながら検討してみたいと思います。

以上です。

○久慈委員長 ほか。2番川崎委員。

○川崎委員 関連で、同じ有害鳥獣の対策の備品なんですけれども、今、柿崎委員はドローン等の話をいたしましたけれども、当初予算のこの198万というのは、もう一基今年またつけるということですか。どうでしょうか。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 令和4年度の198万はモンスターウルフ3基分です。去年導入した1基と合わせて4基で運用していきたいと思っております。

以上です。

○久慈委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 72ページお願いします。

トラクターの任意保険料4万2,000円について質問をいたします。これは牧場で使用していたあの大型トラクターのことだと思いますが、以前、ツインモアでしたか、ちょっと名称あやふやになりましたけれども、草刈り機をつけて水田の農道の草刈りをしていたと思います。このトラクターか、また、農家からのトラクターを借りて、役場所有

のアタッチメント、このツインモアを取り付けて、農道の草刈り作業を役場主体でまたやっていたらいいかということで質問をいたします。

○久慈委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 今現在、草刈りは人夫を頼んでやっております。今のところ春と秋2回実施しております。役場主体であのトラクターを使ってという草刈りについては検討していきたいと思います。

○久慈委員長 暫時休憩します。

午前10時51分 休憩

---

午前10時52分 再開

○久慈委員長 休憩を取り消し、会議を再開します。

建設課長。

○稲葉建設課長 田んぼ内の農道の草刈りというのは、距離にしてまず莫大な距離があって、期間も何日かかるかちょっとつかめませんので、それは今までどおり農家の方々に何とかご協力いただきたいということを思っております。

○久慈委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 それこそあの水田の、実質は村道になっていて農道という表現はないんですけども、私たちから言えば農道ですけども、あそこを以前はツインモア、役場で購入して刈ってもらっていたわけです。役場職員がやれないということであれば、農家の方、トラクター運転できる方を頼んで、委託して草刈りをしていただけないかということなので、計算上、機械で草刈りをするので、人の手で草を刈るよりはスピードもかなり早いと思いますので、距離があっても時間はそれほどかからないというふうに考えるので、検討していただけないか再度質問をいたします。

○久慈委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 先ほども言いましたけれども、かなり農道、村道になっている距離がかなりありまして、それを全部あの機械を使ってやるということはかなりの労力が必要です。今現在もその辺については行っておらず、農家の方々に個人的に行っているということがあります。ただ、それを全部機械でやっても、農道の脇の草刈りをやるのは厳しいと考えております。

○久慈委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 以前、役場でツインモアでしたか、ちょっと名前があやふやになったんですが、購入してありますよね。それを活用できないでただ寝かしておくのももったいない話なので、役場でできないのであれば、農家に貸出しをしていただけませんか。

○久慈委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 ツインモア、私の記憶では、ツインモアで刈っているのは農道とか、今、人でも刈っていますけれども、その刈り残しとかを刈っていたと私は思っております。本当に田んぼのところの農道とかを刈っていると私は記憶しておりません。

ツインモアのほうも貸出しできないかということでもあります。ちょっとその辺は検討していきたいと思います。

○久慈委員長 ほかございますか。1番小鹿委員。

○小鹿委員 71ページお願いします。

ここの18節のぼつの一番下、タマネギ乾燥施設助成金、これはタマネギを乾燥するのに支障を来していると聞いておりましたので、これはこれでいいと思いますけれども、これはこの前聞いた話によれば、役場が3分の2、生産組合が3分の1ということなので、約450万ちょっとぐらいの事業だと思うんですけども、まず一つは、ビニールハウスの建設費だけなのか、それとも、それに何か機械といいますか、そういう設備が附带になるのかということが1点。

それから、建設場所が今の農協の育苗センターの敷地ということだとすれば、JAとの話合いの中で土地はただよというような話がなされているのかどうか、お伺いします。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 村の補助金として3分の2補助しております、総事業費が474万1,000円です。造成に111万1,000円、ハウスそのものには363万円の工事内容となります。

実際、農協の今あるハウスの隣を予定はしていますが、まだ具体的な交渉等はしておりません。これからになります。

以上です。

○久慈委員長 1番小鹿委員。

○小鹿委員 賃借料等が発生しないように、ぜひただでお借りできるように交渉してください。

以上です。

○久慈委員長 ほかございますか。7番坂本委員。

○坂本委員 次に、76ページお願いします。

森林環境基金186万3,000円計上しておりますが、昨年の積立金に合わせると232万4,000円ありますが、この森林環境基金、この資金はどのように使う予定なのか、お答えをお願いします。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 令和4年度の森林環境譲与税、税収233万6,000円の予定しております。それに対して、昨年導入いたしましたタブレットの保守47万3,000円を差し引きまして186万3,000円を基金に積む予算としております。

森林経営管理制度を進めるのもそうなんです、そのほかに有効的な使い方がないか、例えば、庁舎への県産材を使うことができないか、あと下刈り等に補助を出すことはできないかなど、今現在検討している段階です。

以上です。

○久慈委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 ここ数年、村の森林が、資源の需要が多いのか、業者が来て買取りをして伐採が進んでいるわけで、その跡地に対しては、ほとんど森林の所有者は手をかけることができない状態になっているわけです。私はやはり海を守るためにも、広葉樹林とか、そういうものも杉伐採した後に植林するのも有効かなと思うわけですので、ですから、そういう苗木の購入とか、そういうのを積極的に進めていけたらどうかなと考えているわけですが、どうでしょうか。

もう一つは、広葉樹林は、昔は薪山とかであったわけですが、伐採してもすぐまた芽が吹き出して、植えなくても一度植えれば再生して、20年たつとまた伐採できるということで有効なわけです。ですから、そういう森林を保全する。そして、農地用の水も保つこともできるし、漁師の皆さんの栄養剤にもなるということで一石三鳥なわけです。ですから、そういうのもこの環境ですよね。基金活用していただければと思うわけです。タブレットなんか買っている暇ないと思うんです。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 タブレットの購入は、今後、森林経営管理制度進める上でどうしても必要な機材で導入させていただきました。

苗木の購入の助成ですが、森林の保全にはすごくいい助成方法だと思います。できるかどうかは今後検討させてください。

以上です。

○久慈委員長 ほかございますか。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 ないようですから、次に、土木費、消防費で80ページから89ページまでの質疑を行います。6番吉田委員。

○吉田委員 85ページの河川費お願いします。

14節の工事請負費で蓬田川河床整理工事費が去年よりちょっと予算が多く計上されていますけれども、この事業はもう何年もやっていて、進捗度はどのぐらいで、いつ頃完了の予定なんですか。

○久慈委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 毎年100メートルちょっとぐらいずつやっております。平成28年度から実施しておる事業であります。ただ、まだまだ先は長いことで、いつに完了するとかはまだちょっと見えておりません。

○久慈委員長 6番吉田委員。

○吉田委員 先が長いと言われるとあれなんですけれども、大体どのぐらい、例えば、全体を100とするとどのぐらいまで行っているのでしょうか。

○久慈委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 約30%ぐらいだと思っております。

○久慈委員長 ほかございますか。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 次に、教育費で89ページから106ページまでの質疑を行います。ございませんか。1番小鹿委員。

○小鹿委員 98ページお願いします。

7節の報償費のぼつの3番目の村史作成準備協力者謝金とあるんですけれども、これは全く新しい村史を作成しようと、そういうことでの理解でよろしいでしょうか。

○久慈委員長 教育課長。

○木村教育課長 そのための情報収集を行うために、そういう方々から協力を得た場合の謝金ということでございます。

以上です。

○久慈委員長 ほかございますか。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 ないようですので、次に、災害復旧費、公債費、予備費で106ページから107ページまでの質疑を行います。7番坂本委員。

○坂本委員 107ページの公債費について伺います。

よもっと団地の建設に関わった償還金というのは幾らぐらいになるのでしょうか。どこを探してもちょっと見当たらないので質問します。(「すみません、休憩お願いします」の声あり)

○久慈委員長 暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

---

午前11時14分 再開

○久慈委員長 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

総務課長。

○小松総務課長 今ちょっと確認してみたんですけども、資料が今手元にあるものにはちょっと入っていないくて、年度も古いわけですし、今後調べてちゃんとした形を出したいと思います。

ただ、今、未確認であれですけども、起債は借りていないような形なので、この元金償還金の部分には入っていないと思われんですけども、そこら辺は確認して資料として出したいと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

○久慈委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 たしかお金を借りないで単費で建てたというのは考えられないのですが、全部補助金で建てたということになってしまうんです。

もう一点は、当時よもっと団地建設のときにいろいろ議論がありまして、10億もかかるよもっと団地の建設で村は潰れてしまうとか、そういう話まで出たわけです。私は、国からの補助金もあるし、助成金もあるし、年間約3,300万円ぐらいの返済でよもっと団地の建設ができるということで前にも言った覚えがあるわけです。ですから、それをちょっと確認したかったわけです。

ですから、先ほどの最初の質問のよもっと団地の次の建設についても、それほど村の負担がなくて団地ができるのではないかとということで今質問しているわけです。でも、返済額が分からないのであればどうにもならないですね。

○久慈委員長 村長。

○久慈村長 この公営住宅の建設に当たっては、たしか3分の2ほどの補助はあると思います。ただ、その補助裏として残った3分の1、この分について地方債を充当しているかどうかというのは、やっぱりきちんと調べてみないといけない。

それと、建物だけではなくて、造成費あるいは外構費、外構費というのは街灯だとか、道路だとか、側溝だとか、それから集会所だとか、そういったもの全てが多分含まれてやっているの、そうすると、年度ごとにやったものを、年度ごとにどのくらい建ててどのくらいやったかというのを分けて積み上げしないとそれは出てこない、私はそう思います。

ですので、今おっしゃっている住宅建設に幾らかかったのかというのは、建物に幾らかかったのか、それとも総体の事業費で幾らかかったのかというので、きちんとその辺調整しながら調査しないとなかなか結論を出せないかと、このように思いますので、後でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○久慈委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 それじゃあ、後で調べて早急に資料を提出お願いします。

○久慈委員長 ほかございますか。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 ないようですので、続いて、討論に入ります。7番坂本委員。

○坂本委員 この一般会計予算に対して反対討論をいたします。

住民生活は、政府の緊縮財政とこの20年余りの低賃金政策のため、村民の暮らしは一向に上昇することがなく、収入も増えない状態が続いているわけです。

その中で、村民は税金を支払わなければいけません。収入が低いのに支払う税金が高いと生活が脅かされるわけです。特に自営業者などの方々の国保加入者の滞納額が毎年一定額を保っているわけです。支払うことができる国保税にしないと支払うことができないわけでありませぬ。

国による公負担は弱い国民に押しつけ、一方では、高額所得者には低い税率をかけて日本の格差社会をつくり出しているわけです。株で大もうけをしている富裕層には僅か20%しか税金をかけていないわけです。岸田総理がこれを打開しようとしたが、すぐに財界などから圧力がかかり撤回してしまいました。その一方で、大企業は国の法人税率引下げの恩恵でため込んである内部留保金が約480兆円にも達しているわけです。

自公の政策は大企業を潤し、国民を痛めつける政策でしかないわけです。国保税を安くする方法は、国がもっと負担を増やすことと地方自治体も負担をしていくことが私は必要だと考えるわけです。

2月24日にロシアがウクライナに軍事侵攻してから世界の経済が狂ってしまい、原油価格の高騰や食品の輸入が止まるなど、物価が上がり続ける予想です。このままでは私たちの生活も、給料や賃金が上がらない状態では生活が成り立たなくなるおそれが強くなってまいりました。これを個人の負担で乗り切るとは大変困難です。

村が現在ため込んでいる基金、27億円近くの村民の財産なわけであります。役場のものではないわけです。この基金を有効に使いながら、支払いできる国保税にすることを求め、討論を終わります。

○久慈委員長 ほか討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより議案第9号令和4年度蓬田村一般会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○久慈委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号令和4年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより議案第10号令和4年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○久慈委員長 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたし

ました。

次に、議案第11号令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。2番川崎委員。

○川崎委員 19ページの下、5款1項保険事業費の12の委託料ですけれども、特定健診未受診者対策業務委託料とありますが、大体何人ぐらい想定しているものでしょうか。

○久慈委員長 住民課長。

○佐藤住民課長 未受診者に対しては、大体285名程度を見ております。

○久慈委員長 2番川崎委員。

○川崎委員 大体毎年それくらいは未受診、その人によって、今、先生の受診受けている人とかいると思いますけれども、大体毎年これくらいはいるということでしょうか。

○久慈委員長 住民課長。

○佐藤住民課長 大体、そうですね、昨年度は320件、昨年が320件なので、大体そのくらいはなっていますので、その方については一応発送して対応して、自分の健康というものを把握してもらいたいということで実施しております。

以上です。

○久慈委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 7ページお願いします。

国保税の税込ですが、予算が前年度と比較して1,900万増えているわけですが、昨年、米価下落などで農家の収入も減少しているというふうに考えているわけですが、予算を増やした理由は何かあるのでしょうか。

○久慈委員長 住民課長。

○佐藤住民課長 昨年度は、コロナ感染者の関係でもって、8名の方がコロナの税込の関係で国ほうから支援を受けて税込も下げておったんです。ところが、今年は今のところ数名、2名か幾らだったと思うんですけれども、そのくらいしかなかったんで、何せ国保運営に携わっては収納率を上げて頑張っていけないと、国保の事業、それから給付に対応するものがないという考えを持っていますので、そこをもって、概算予算ですけれども、そこに向かって頑張っていきたいという数字でございます。

以上です。

○久慈委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 昨年の令和2年度の決算書では1億3,000万が決定額で、納付された国保税

は1億200万円となっています。未収額は、計算間違ったかな、438万が未収額になっているわけですが、昨年はやはり所得が皆さん増えているのかどうか、分かっている範囲でお答え願います。

○久慈委員長 税務課長。

○川崎税務課長 令和3年度と令和4年度の税収の比較をした結果、漁業関係では、ホタテ等の単価がよかったことに伴って税収として785万円ほど増えると。農家関係では、約300万円ほど減額になるという税のほうでは試算をしております。その関係で、国保に加入しているところが、機械上の今の積算関係でいくとこういうふうになるということだと理解しております。

○久慈委員長 ほかに質問ありますか。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより議案第11号令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○久慈委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより議案第12号令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○久慈委員長 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号令和4年度蓬田村介護保険特別会計予算案を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより議案第13号令和4年度蓬田村介護保険特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○久慈委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号令和4年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより議案第14号令和4年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○久慈委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本予算特別委員会に付託された議案の審査は全部終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これをもって、予算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前 11 時 33 分 閉会

---

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4 年 6 月 8 日

予算特別委員長 久 慈 省 悟